2025年４月25日

各　位

会 社 名　日本高純度化学株式会社
代表者名　代表取締役社長　小島　智敬
（コード番号４９７３　東証プライム）
問合せ先　常務取締役　渡邊　基
経営企画部長兼財務経理部長
（TEL.　０３－３５５０－１０４８）

定款一部変更および役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年６月20日開催予定の当社第54期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、同取締役会において、本株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行後の役員人事について、指名報酬諮問委員会からの答申を受け下記のとおり内定いたしましたので、お知らせいたします。本内定につきましては、本株主総会並びに本株主総会後に開催予定の取締役会および監査等委員会にて正式決定される予定です。

記

１．定款一部変更について

（１）変更の理由

①重要な業務執行の決定について業務執行取締役へ権限委譲を進め意思決定の迅速化と効率化を図るとともに、監査等委員である取締役（その過半数は社外取締役）が取締役会における議決権を持つことにより監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制を強化・充実させるべく、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除、並びに監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則の新設を行うものです。

②単元未満株式を所有する株主の皆様への利便性を考慮し、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入し、併せて単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、第11条（単元未満株式の買増し）および第12条（単元未満株式についての権利）を新設するものです。

③その他、条名の修正、文言や字句の整理等、所要の変更を行うものです。

（２）変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

（３）日程

定款一部変更のための株主総会開催日　：　2025年６月20日（予定）
定款一部変更の効力発生日　：　2025年６月20日（予定）

２．監査等委員会設置会社移行後の役員人事

（１）取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者（2025 年６月 20 日予定）

氏　名	新役職	現役職
小 島　智 敬	代表取締役社長	代表取締役社長
渡 邊　　基	常 務 取 締 役	常 務 取 締 役
渡 辺　雅 夫	取締役相談役	取締役相談役
大 畑　康 壽	社 外 取 締 役	社 外 取 締 役
川 島　　勇	社 外 取 締 役	社 外 取 締 役
黒 松　百 亜	社 外 取 締 役	社 外 取 締 役
林　　博 司	社 外 取 締 役	社 外 監 査 役

（２）監査等委員である取締役候補者（2025 年６月 20 日予定）

氏　名	新役職	現役職
富 國　重 遠	社外取締役 常勤監査等委員	社外常勤監査役
髙 野　雅 典	社外取締役　監査等委員	社 外 監 査 役
大 竹　裕 子	社外取締役　監査等委員	（　新　任　）

（３）補欠の監査等委員である取締役候補者（2025 年６月 20 日予定）

氏　名	新役職	現役職
田名部　雅文	補欠監査等委員（社外）	補欠監査役（社外）

（４）新任候補者略歴

監査等委員である取締役候補者

氏名 生年月日	略 歴	所有 株式数
おおたけ　ゆうこ 大竹　裕子 1973 年 8 月 17 日生	1996 年 4 月　尾台会計事務所入所 1999 年 6 月　公認会計士登録 2000 年 7 月　みずほコーポレートアドバイザリー株式会社入社 2006 年 5 月　株式会社プロビタス設立 代表取締役（現任） 2006 年 7 月　税理士登録 大竹裕子公認会計士・税理士事務所開設（現任） 2015 年 6 月　株式会社シード社外取締役（現任） 2025 年 3 月　MCP キャピタル株式会社 社外取締役（現任）	0 株

以　上

別紙

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．金属めっき液の開発、製造、販売業務。 ２．高純度金属及び貴金属めっき用薬品の小分け精製販売業務。 ３．貴金属めっき用薬品の毒物、劇物小分け販売業務。 ４．貴金属めっきに使用する装置、機器の販売業務。 ５．前各号に付帯する一切の事業。	第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 金属めっき液の開発、製造、販売業務。 (2) 高純度金属および貴金属めっき用薬品の小分け精製販売業務。 (3) 貴金属めっき用薬品の毒物、劇物小分け販売業務。 (4) 貴金属めっきに使用する装置、機器の販売業務。 (5) 前各号に付帯する一切の事業。
第４条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第４条（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人
第８条（基準日） 当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ２　前項に定める他必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	第８条（基準日） 当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ２　前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
第９条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。	第９条（株主名簿管理人） 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。 ３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。
第１０条（株式取扱規程） 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。	第１０条（株式取扱規程） 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定により定める株式取扱規程による。
（新設）	第１１条（単元未満株式の買増し） 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
（新設）	第１２条（単元未満株式についての権利） 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （1）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 （2）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 （4）前条に定める請求をする権利
第１１条～第１２条　（条文省略）	第１３条～第１４条　（現行どおり）
第１３条（株主総会の招集権者及び議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 ２　招集権者及び議長となるべき者に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第１５条（株主総会の招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会の決議によりあらかじめ定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。 ２　招集権者および議長となるべき者に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第１４条（電子提供措置等） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	第１６条（電子提供措置等） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第１５条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。	第１７条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ２　会社法第 309 条第２項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
第１６条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	第１８条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ２　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
第１７条　（条文省略）	第１９条　（現行どおり）

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役および取締役会
第１８条（員数） 当会社の取締役は、１０名以内とする。	第２０条（員数） 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、８名以内とする。
（新設）	２　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
第１９条（選任方法） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第２１条（選任方法） 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
（新設）	４　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
第２０条（任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第２２条（任期） 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第２１条　（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。	第２３条　（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
２　招集権者及び議長となるべき者に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	２　招集権者および議長となるべき者に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第２２条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第２４条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第２３条（取締役会の決議の方法等） 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ２　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。	第２５条（取締役会の決議の方法等） 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ２　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第２４条（取締役会の議事録） 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。	第２６条（取締役会の議事録） 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
第２５条（代表取締役及び役付取締役） 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 ２　取締役会は、その決議によって、取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役その他の役付取締役各若干名を選定することができる。 ３　取締役会の決議によって、代表取締役の中から株主総会の招集権者及び議長となるべき者を選定する。	第２７条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。 ２　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役その他の役付取締役各若干名を選定することができる。 （削除）
第２６条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。	第２８条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。
第２７条　（条文省略）	第２９条　（現行どおり）
第２８条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第３０条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第２９条（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第１項に規定する取締役（取締役であったものを含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。	第３１条（取締役の責任免除） 当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第１項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（新設）	第３２条（取締役への重要な業務執行の決定の委任） 当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
第３０条（員数） 当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）
第３１条（選任方法） 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３　当会社は、会社法第 329 条第３項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。ただし、選任決議は前項によるものとする。 ４　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削除）
第３２条（任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。	（削除）
第３３条（常勤の監査役） 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	第３３条（常勤の監査等委員） 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第３４条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	第３４条（監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
第３５条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	第３５条（監査等委員会の決議方法） 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
第３６条（監査役会の議事録） 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。	第３６条（監査等委員会の議事録） 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。
第３７条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。	第３７条（監査等委員会規則） 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第３８条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
第３９条（監査役の責任免除） 当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、監査役との間に同法第 423 条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）
第４０条～第４１条　（条文省略）	第３８条～第３９条　（現行どおり）
第４２条（報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第４０条（報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第４３条～第４４条　（条文省略）	第４１条～第４２条　（現行どおり）
第４５条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。	第４３条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月３０日とする。 ３　前２項の他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月３０日とする。 ３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
第４６条　（条文省略）	第４４条　（現行どおり）
（新設）	附則（監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第１項に規定する 2025 年６月 20 日開催の第 54 期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。